

ハッ場ダム住民訴訟通信-12

05.10.28 発行

香山さん、茨城県は全国でも有数の水余り、高い水道料金の県である。と意見陳述。

10月4日(火)第4回ハッ場ダム裁判は水戸地方裁判所で開かれました。今回の原告意見陳述は取手市の香山建雄さん。物静かな風貌の影に厳しい怒りを秘めた口調で淡々と語りました。

まず茨城の水道料金はあたかも各自治体が必要水量を申請したかのようにまとめ、責任引取り水量として割り当てることにより、神奈川県の2倍、関東一の高さとなることを指摘。次いでいたずらに水源開発に狂奔するのは、過大な人口予測によるものであり、最大給水量に対し約半分の使用水量にも拘らずハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業を進めるのは、県民の為ではなくゼネコン奉仕そのものである、と切り込みました。高齢化が進み基本料金の10立方メートルを使い切れない世帯が増加している今日、ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業建設をただちに中止し、水道料金の引き下げこそ踏み切るべきはないかと結び、裁判所の賢明なる判断を求めました。

被告県側、ハッ場裁判の棄却を求める準備書面を提出。

かねて予想されていた県側からの裁判棄却の要求が出ました。理由は、原告は県の支出のもとであるハッ場ダムの必要性の無さを訴えているが、支出行為の違法性は訴えていない。被告の訴えているのは国の政策の是非であり、住民訴訟で争うのは筋違いである。国や県は損害をかけてはいない。対価どおりダムは作られ、水も受け取れる。等等。

シナリオどおりの展開ですが、非常識・暴論以外の何者でもありません。私達の常識では「無駄遣いだから支出しない」ですが、県の理屈は「無駄か否かは問題ではない、支払い行為が違法でなければ良いではないか」と言うもの。また、「国の政策の是非は住民訴訟の対象ではない」といいますが、県は拒否する権利を持ちながら受け入れたものであり、不当な支出の責任は県にもあります。「国や県は損害をかけていない」のくだりは、この国の無駄な公共事業が無くならない象徴的な理屈です。無駄なダムに多額の税金をつぎ込むことが、国民や県民に損害を与えていないとしたら、日本には正義も民主主義もありません。

私達は裁判棄却を乗り越えて次回は治水問題で実体審理に入ります。県を追い込みます。

今回の被告側の要求は実体審理を拒む「本案前の抗弁」といいますが、私達は地方自治法の権威である大川隆司弁護士による反論は既に用意してあります。さらに弁護団は利水チーム(埼玉・栃木)、治水チーム(茨城・千葉)、地質の危険性チーム(東京)、環境チーム(群馬)、生物多様性条約(札幌の市川弁護士)とテーマを分担し理論を深め実体審理へ向かいます。茨城は次回第5回裁判に「治水準備書面」を提出。過大な洪水予測による意味の無いハッ場ダムの治水目的を暴きます。

ハッ場ダム住民訴訟はいよいよ本番。

第5回ハッ場ダム裁判は12月13日(火)午後1時30分から。水戸地方裁判所です。

集合は12時45分。裁判所の玄関です。是非傍聴にお出かけください。

市民を無視した行政側の発言が司法の場で何故まかり通るのか？ 11/19の茨城の会総会で上映される「日独裁判官物語」で明らかになります。裏面のご案内をご覧ください。